

国住指第291号-5
平成24年4月27日

社団法人日本病院会会長 殿

国土交通省住宅局建築指導課



戸開走行保護装置等の設置の促進について（協力依頼）

平素より建築行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、国土交通省におきましては、平成18年6月のシティハイツ竹芝エレベーター事故等を受け、エレベーターの安全に係る技術基準の見直しを行い、平成21年9月28日以降に着工されたエレベーターについては、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の10第3項第1号に規定する安全装置（戸開走行保護装置）及び同項第2号に規定する安全装置（P波感知型地震時管制運転装置）（以下「戸開走行保護装置等」という。）の設置を義務付けています。一方、それ以外の既設エレベーターについては、設置義務の対象ではありませんが、エレベーターの安全性確保のため戸開走行保護装置等の積極的な設置を促進する必要があるところです。

また、平成23年8月に社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会において取りまとめられた「既設エレベーターの安全確保に向けて 報告書」においても、既設エレベーターの安全性確保に向けて講じるべき措置として、戸開走行保護装置等の設置に係る行政手続きの明確化、戸開走行保護装置等の設置に対する支援策の創設、所有者・利用者の意識啓発のためのマーク表示制度の創設等について提言がなされたところです。

このような背景を踏まえ、下記のとおり、戸開走行保護装置等の設置を促進するための方策を講じることとしましたので、戸開走行保護装置等の設置に積極的に取り組んでいただくようご協力をお願いするとともに、貴会員に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 戸開走行保護装置等の設置に係る手続きについて

既設エレベーターに戸開走行保護装置等を設置する際の建築基準法（昭和25

年法律第201号。以下「法」という。) 上の手続きについては、エレベーター全体を撤去・新設する場合を除き建築確認・検査は不要ですが、法第12条第3項の規定に基づく報告等の際、戸開走行保護装置等が適切に設置されていることを特定行政庁において把握することは重要であると考えられます。

このため、前回の報告日以降に戸開走行保護装置等を設置した場合は、設置後初回の報告の際に、特定行政庁より法第12条第5項の規定に基づき戸開走行保護装置等の外観の状況が確認できるように撮影した写真及び施工図等の提出が求められることがあることを申し添えます。

2. 既設昇降機安全確保緊急促進事業の創設（平成24年度予算）について

平成24年度予算において、一定の要件を満たす既設エレベーターの防災対策改修（戸開走行保護装置の設置、P波感知型地震時管制運転装置の設置、主要機器の耐震補強措置）に対して支援を行うことにより、緊急的に既設エレベーターの安全性確保の促進を図るため、既設昇降機安全確保緊急促進事業を創設することとしました（別添1参照）。

つきましては、本事業の補助金交付要綱（別添2参照）において、本事業の実施に関する要件として、防災対策改修の実施後に所轄する特定行政庁に報告することとされていますので、特定行政庁に対して法第12条第3項の規定に基づく報告等をしていただく必要があることにご留意をお願いします。

また、エレベーター内の見やすい場所に防災対策改修が行われている旨を示すものとして国土交通大臣が指定する表示（3.のマーク）を付すこととされていますので、当該防災対策改修の実施後に表示していただくようご留意をお願いします。

3. マーク表示制度の創設について

エレベーターに戸開走行保護装置等が設置されていることを当該エレベーターの利用者等が容易に把握できるよう、戸開走行保護装置、P波感知型地震時管制運転装置について、それぞれ設置済みであることを示すマークをエレベーター内の見やすい場所に表示する任意の制度を創設することとしました（別添3参照）。

つきましては、マーク表示制度の趣旨をご理解いただき、既設エレベーターに戸開走行保護装置等を設置した場合は、積極的にマーク表示にご協力いただくようお願いいたします。

既設昇降機安全確保緊急促進事業の創設

1. 目的

既設エレベーターの改修コスト・工期の縮減や工事の効率化などモデル性を有する既設エレベーターの防災対策改修（戸開走行保護装置の設置、P波感知型地震時管制運転装置の設置、主要機器の耐震補強措置）に対して支援を行うことにより、緊急的に既設エレベーターの安全確保の促進を図る。

2. 内容

(1) 事業内容

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特定建築物（病院、学校、分譲マンション等）のうち、三大都市圏等の区域内における耐火建築物等であることその他の要件を満たすものに設けられているエレベーターについて、費用・工期に関して一定以上の水準（1台当たり400万円以下、7日間以内）である等モデル性を有した防災対策改修に対して国が直接支援を行う。

(2) 事業主体：民間事業者等

(3) 補助対象：① モデル性を有する既設エレベーターの防災対策改修に係る事業
② ①の事業の評価に係る事業
③ ①の事業に係る事務事業(4) 補助率：① 防災対策改修に係る事業に要する費用（ただし、1台当たり400万円以下）の1/3
② ①の事業の評価に係る事業に要する費用
③ ①の事業に係る事務事業に要する費用

(5) 予算額：34.5億円

(6) 補助期間：平成24年度（単年度）

住宅市場整備推進等事業費補助金交付要綱（抜粋）

	平成 21 年 4 月 1 日	国住生第 4 号
一部改正	平成 22 年 4 月 1 日	国住生第 10 号
一部改正	平成 23 年 4 月 1 日	国住生第 719 号
一部改正	平成 23 年 10 月 20 日	国住生第 446 号
一部改正	平成 23 年 11 月 24 日	国住生第 551 号
一部改正	平成 24 年 4 月 6 日	国住生第 1 号

第 1・第 2（略）

第 3 定義

この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 住宅市場整備推進事業

次に掲げる事業をいう。

イ～ヲ（略）

ワ 既設昇降機安全確保緊急促進事業

二～七（略）

第 4 補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

一 住宅市場整備推進事業の実施

イ～ヲ（略）

ワ 次に掲げる既設昇降機安全確保緊急促進事業の実施

(1) 国土交通大臣が公募し、次に掲げる要件に適合するものとして選定する既設エレベーターの改修事業

① 次に掲げる区域に存する建築物に設けられているエレベーターであること。

a 首都圏整備法（昭和 31 年法律第 83 号）の既成市街地、近郊整備地帯又は都市開発区域

b 近畿圏整備法（昭和 38 年法律第 129 号）の既成都市区域、近郊整備区域又は都市開発区域

c 中部圏開発整備法（昭和 41 年法律第 102 号）の都市整備区域又は都市開発区域

d 人口 5 万以上の市の区域

e 上記のほか、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 5 条の規定に基づく耐震改修促進計画等においてエレベーターの防災対策改修を特に重点的・緊急的に実施する必要があるものとして地方公共団体が指定する区域

② 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 2 条第 16 号に規定する特定建築物のうち、次に掲げる要件に適合するものに設けられているエレベーターであること。

a 耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が 1,000㎡以上であり、か

つ、地階を除く階数が3階以上のもの。

b 長期修繕計画又は維持保全計画を作成しており、かつ、その中でエレベーターを修繕項目として設定しているもの。

- ③ 既設エレベーターの防災対策改修（戸開走行保護装置の設置、P波感知型地震時管制運転装置の設置又は主要機器の耐震補強措置に係る改修をいう。以下同じ。）を実施するものであること。
- ④ 防災対策改修の結果、当該改修の内容について、建築基準法令の規定に適合するものであること。
- ⑤ モデル性を有した防災対策改修の事業であること。ただし、1台当たりの防災対策改修に要する費用が400万円以下であり、かつ、防災対策改修に要する工期が7日間以内であること。
- ⑥ 防災対策改修に係る技術の普及に資するものであること。
- ⑦ 防災対策改修の実施後速やかに、その内容について所轄する特定行政庁に報告するものであること。
- ⑧ エレベーター内の見やすい場所に、防災対策改修が行われている旨を示すものとして国土交通大臣が求める表示を付すものであること。
- ⑨ 平成25年3月31日までに着手するものであること。

(2) (1)に掲げる事業に関する評価に係る事業

二・三 (略)

第5 補助金の額

補助金の額は、次に掲げるものとする。

一 住宅市場整備推進事業の補助金の額

イ～フ (略)

ワ 第4第一号ワに掲げる事業の実施に係る補助金の額は、以下のとおりとする。

(1) 第4第一号ワ(1)に掲げる事業の実施に係る補助金の額

当該事業に要する費用（防災対策改修工事費及び調査設計計画費を合算した額とする。）の3分の1以内の額とする。ただし、1台当たりの当該事業に要する費用は400万円を限度とする。

(2) 第4第一号ワ(2)に掲げる事業の実施に係る補助金の額

当該事業の実施に要する経費以内の額とする。

二・三 (略)

第6～第17 (略)

附 則

第1 施行期日

この要綱は、平成24年4月6日から施行する。

(以下略)

戸開走行保護装置等に係るマーク表示制度の運用について

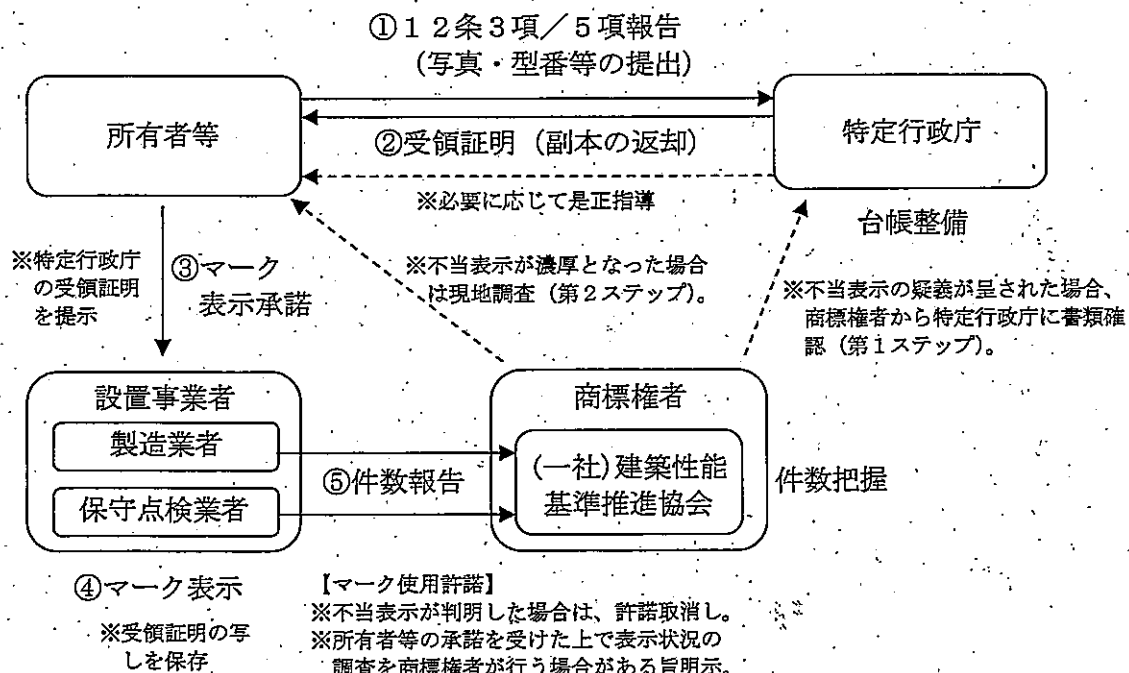
1. マーク表示制度の創設

平成21年9月28日以降に着工されたエレベーターについては、戸開走行保護装置及びP波感知型地震時管制運転装置（以下「戸開走行保護装置等」という。）の設置を義務付けています。一方、それ以外の既設エレベーターについては、設置義務の対象ではありませんが、エレベーターの安全性確保のため戸開走行保護装置等の積極的な設置を促進する必要があるところです。

そのため、エレベーターに戸開走行保護装置等が設置されていることを当該エレベーターの利用者等が容易に把握できるよう、戸開走行保護装置、P波感知型地震時管制運転装置について、それぞれ設置済みであることを示すマークをエレベーター内の見やすい場所に表示する任意の制度を創設することとしました。

2. マーク表示制度の運用方法

- ① 所有者等は、特定行政庁に対して戸開走行保護装置等を設置した旨の報告を行う。
- ② 特定行政庁は、所有者等に対して受理印を押した上で報告書の副本の返却等を行う。
- ③ 所有者等は、特定行政庁より返却された報告書の副本を保存するとともに、戸開走行保護装置等の設置事業者に対し特定行政庁の受領証明の写しを提示し、マーク表示を承諾する。
- ④ 設置事業者は、エレベーター内の見やすい場所にマーク表示する。
- ⑤ 設置事業者は、商標権者（一般社団法人建築性能基準推進協会を予定）に対しマーク表示を行った件数を定期的に報告する。



なお、不当表示の疑義が呈された場合は、商標権者が次の確認等を行う。

・第1ステップ（書類確認）

商標権者から特定行政庁に対して、行政手続き（法第12条第3項等の規定に基づく報告）がなされているかどうか問合せを行う。

・第2ステップ（現地調査）

第1ステップの結果、不当表示が濃厚となった場合は、商標権者において現地調査を行う。その上で、不当表示が判明した場合は、マーク使用許諾の取消し等の措置を講じる。

3. マーク表示制度の運用開始時期

平成24年6月頃よりマーク表示制度の運用を開始する予定（詳しくは商標権者のホームページ参照）。